

教 生 学 第 6 1 6 号
令和 7 年（2025 年）8 月 18 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長（札幌市教育委員会を除く）
（各市町村立学校長）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 森 田 靖 史

「学校における危機管理の手引（改訂第 3 版）」の追録について（通知）

各市町村教育委員会及び学校におかれましては、危機管理マニュアル等に基づき、危機管理体制の確立に努めていただいているところですが、近年、道内各地でヒグマの出没が多発し、市街地や住宅街などの人の生活圏まで出没するようになってきていることなどを踏まえ、「学校における危機管理の手引（改訂第 3 版）」の追録として、別添のとおりヒグマが出没した際の対応例を作成しましたのでお知らせします。

つきましては、各市町村教育委員会及び各学校においては、危機管理マニュアルを改訂するとともに、学校の安全管理や児童生徒の安全確保に関する研修等に本手引を御活用願います。

なお、本手引は、次の道教委 Web ページからダウンロードし、御活用願います。

記

○「学校における危機管理の手引（改訂第 3 版）」

<http://www.s-shido.hokkaido-c.ed.jp/kikikanrinotebiki/kikikanri3.pdf>



○「学校における危機管理の手引（改訂第 3 版）」（追録）

<https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/107303.html>



（学校安全係）

追録 ヒグマの出没

A 小学校の近くの住宅街で、連日、ヒグマの目撃情報が続いている。前日には、学校近くの商店敷地内に設置されているゴミ箱が荒らされた。

1 発生時の対応のポイント

状況の把握

- ・管理職は、ヒグマの出没事案を認知後、直ちに市町村及び管轄する警察署に状況や被害防止対策を問い合わせ、正確な情報を把握する。
- ・ヒグマの出没状況や被害防止対策などの情報収集については、ヒグマ発見の初期段階から出没終息まで、途中経過も含めてきめ細かく行う。
- ・事実とかけ離れた噂が流布することから、管理職が情報を一元化して管理し、市町村教育委員会と連携し、正確な情報を児童、保護者、教職員等に提供する。

登下校、待機等の判断

- ・児童の登校前にヒグマ出没事案を認知した場合、管理職は、把握した情報を基に、登下校時における児童の安全確保に向けた対応を検討し、市町村教育委員会の指導・助言のもと、その結果について、直ちに保護者に対し、電話やメールなど確実に伝達される方法により連絡を行う。なお、通学路にヒグマが出没する危険性がある場合は、保護者の自家用車による送迎、臨時休業又は自宅でのオンライン授業等を検討し、保護者からの理解を得るよう努める。
- ・児童の登下校時間帯にヒグマ出没事案を認知し、通学路に出没する可能性がある場合は、市町村、警察署、PTA等と連携し、教職員についても、自動車に乗車するなど自らの安全を確保できる方法で通学路の見回り等を行うことを検討し、登下校中の児童を発見した場合は、緊急的な避難の措置を講じる。
- ・児童の在校中にヒグマ出没事案を認知し、通学路に出没する可能性がある場合は、予め定めておいた引き渡しのルールに基づき、児童のみでは下校させず、保護者に児童を直接引き渡して下校させる。
- ・判断に迷う場合には、速やかに市町村教育委員会、各教育局を通じて北海道教育庁の指導・助言を得る。

屋外での活動の実施についての検討

- ・屋外での活動の実施については、ヒグマの出没状況を踏まえ、市町村教育委員会の指導・助言のもと判断する。なお、児童の安全確保が保障できない場合は、中止する。
- ・ヒグマが学校周辺に出没する可能性が低く、屋外での活動を実施する場合であっても、近隣地域にヒグマの出没事案があれば、教職員による見守りを強化するとともに、市町村や警察署から常に最新の情報を入手し、万が一の場合に備えて児童の避難経路と避難場所を確認する。

保護者への対応

- ・学校の対応方針について、保護者に周知し、理解を図る。
- ・関係機関から得た情報については、随時、保護者に提供し、注意喚起を行う。

関係機関との連携・見守り活動

- ・市町村、警察署、振興局などの関係機関と連携を密にし、常に最新の情報を入手するとともに、学校の安全対策について指導・助言を得る。通学路の見守りを行う際は、関係機関と連携し、教職員が自らの安全を確保できる方法により行う。

教育委員会（教育局）への相談・報告

- ・管理職は、学校の安全対策について市町村教育委員会（教育局）へ連絡・相談し、指導・助言を受けるとともに、対応状況について適宜報告する。

報道機関等への対応

- ・報道機関や関係機関への対応は窓口を一本化し、管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

関係機関との情報共有体制の構築

- ・市町村、警察署、振興局などの関係機関と普段から意思疎通を図り、それぞれの役割や対応を確認しておく。
- ・連絡体制図や対応のフロー図などを作成し、休日・夜間の緊急時に適切かつ迅速な対応がとれるようにしておく。

危機管理体制の確立

- ・管理職は、常日頃から危機意識をもち、事案発生時に迅速な判断・対応ができるよう、危機管理体制を確立する。

未然防止策

- ・学級活動やホームルーム活動等で、道の環境生活部が作成したリーフレット等を活用し、児童生徒に対する安全指導やヒグマに遭遇しないための行動などに関する指導を行うとともに、学級だより等を通じ、保護者に対しても家庭内で注意喚起を行うよう働きかける。
- ・学校の実情に応じて、「総合的な学習の時間」等の取組において、環境や地域に根ざした問題として「ヒグマ」についてのテーマを取り上げ、ヒグマとの共存の在り方などについて考えを深める学習を行う。

3 関係法令等

【通知等】

- ・「ヒグマ対策の手引き（令和6年4月16日改訂版）」（北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課ヒグマ対策室）
- ・「ヒグマによる事故の防止について」（令和5年10月18日付け教生学第875号 学校教育局生徒指導・学校安全課長通知）
- ・「クマ類の出没対応マニュアル改訂版-（令和3年3月）」（環境省自然環境局）